高知県農地中間管理事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第７号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県農地中間管理事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（補助目的及び補助対象事業）

第２条　県は、効率的かつ安定的な農地集積・集約化を図るため、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号。以下「法」という。）において指定された法人（以下「県公社」という。）が、農地集積・集約化等対策事業実施要綱（平成26年２月６日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）に基づき実施する農地中間管理機構事業（以下「補助事業」という。）に要する経費に対して予算の範囲内で補助金を交付する。

（補助対象経費及び補助率）

第３条　前条に規定する経費及びこれに対する補助率は、別表第１に定めるとおりとする。

（流用の禁止）

第４条　県公社は、別表第１に掲げる経費の相互間における流用をしてはならない。

（事業実施計画の作成）

第５条　県公社は、次条の高知県農地中間管理事業費補助金交付申請書を提出しようとするときは、実施要綱に基づく事業実施計画（以下「実施計画」という。）を作成しなければならない。

２　前項の規定により作成された実施計画については、第８条の規定による補助金の交付の決定をもって知事が承認したものとみなす。ただし、第７条の規定による交付決定前着手届を提出する場合は、事前に知事の承認を受けなければならない。

（補助金の交付の申請）

第６条　県公社は、補助金の交付を申請しようとするときは、別記第１号様式による高知県農地中間管理事業費補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。この場合において、県公社は、県税の滞納がない旨を証明する納税証明書又は別記第１号様式の３による県税完納情報の提供に係る同意書及び本人確認書類の写し（県税の納税義務がない場合にあっては、別記第１号様式の２による申立書）を併せて提出しなければならない。

（補助事業の着手）

第７条　県公社は、補助事業を着手する場合は、原則として、次条の規定による補助金交付決定通知に基づき行うものとする。ただし、やむを得ない事由により補助金の交付の決定前に着手する必要がある場合は、補助事業の内容が明確となり、かつ、補助金の交付が確実となってから別記第２号様式による交付決定前着手届を知事に提出しなければならない。

（補助金の交付の決定）

第８条　知事は、申請書を受理した場合は、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う調査等によりその適否を審査し、適当であると認めた場合は、交付金の交付の決定をし、県公社に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表第２に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

（補助の条件）

第９条　補助金の交付の目的を達成するため、県公社は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（１） 補助金に係る法令、規則、要綱、要領等の規定に従うこと。

（２） 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。

（３） 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。

（４） 県公社は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならないこと。

（５） 県公社は、前号の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して同号の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して５年間整備保管しなければならないこと。

（６） 前号の規定にかかわらず、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）第５条の規定により定める処分制限期間（以下「処分制限期間」という。）内においては、同号に規定する帳簿等に加え、別記第２号様式の２による財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならないこと。

（７） 取得財産等については、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。

（８） 取得財産等（機械及び器具については、取得価格又は効用の増加した財産が50万円以上のもの）について、処分制限期間内においては、知事の承認を受けないで、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、若しくは担保に供し又は廃棄してはならないこと。

（９） 前号の規定により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。

（10） 補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならないこと。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。

（11) 県公社は、補助事業の実施に当たっては、別表第２に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方又は間接補助事業者としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。

（12) 県税の滞納がないこと。

（13） 県公社は、間接補助金の交付に際しては、前各号に掲げる事項について条件を付されているときは、間接補助事業者等に対し、これらを履行するために必要な条件を付すること。

（申請の取下げ）

第10 条　県公社は、規則第７条の規定により補助金等の交付の申請を取り下げようとするときは、補助金の交付の決定の通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

（補助事業の変更等）

第11条　県公社は、次のいずれかの事項に係る変更等をしようとするときは、事前に別記第３号様式による計画変更（中止・廃止）承認申請書を知事に提出し、知事の承認を受けなければならない。

（１） 別表第１の区分の欄に掲げる補助事業ごとに要する経費の増額又は30パーセント以上の減額

（２） 別表第１の区分の欄に掲げる補助事業ごとの中止又は廃止

２　知事は、前項の承認をする場合において必要に応じ補助金の交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

（遂行状況報告）

第12条　県公社は、毎四半期（第４・四半期を除く。）の末日現在における補助事業の遂行状況について、別記第４号様式による遂行状況報告書を当該四半期の最終月の翌月15日までに知事に提出しなければならない。

（補助金の概算払の請求）

第13条　県公社は、規則第14条ただし書の規定に基づく概算払の請求をしようとするときは、別記第５号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

（事業遅延の届出）

第14条　県公社は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、規則第５条第１項の規定に基づき、補助事業が予定の期間内に完了しない理由又は補助事業の遂行が困難となった理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

（実績報告等）

第15条　県公社は、補助事業の完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過する日又は当該年度の３月31日のいずれか早い期日までに実施要綱に基づく農地中間管理機構事業完了報告書及び別記第６号様式による事業実績報告書を知事に提出しなければならない。

２　第９条第10号ただし書の規定により、補助金の交付の申請をした場合は、前項の事業実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

３　第９条第10号ただし書の規定により、補助金の交付の申請をした場合であって、第１項の実績報告書を知事に提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額（前項の規定により減額したときにあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記第７号様式による消費税仕入控除税額等報告書により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第16条 知事は、前条の規定による報告を受けた場合は、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、補助金の額を確定し、県公社に通知するものとする。

２　知事は、県公社に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

３　前項の規定による補助金の返還の期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（補助金の交付の決定の取消し等）

第17条　知事は、第11条の補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げるいずれかに該当する場合には、第８条の規定による補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

（１） 県公社が法令、この要綱の規定又は法令若しくはこの要綱の規定に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合

（２） 県公社が補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

（３） 県公社が補助事業に関して、不正、事務手続の遅延その他不適当な行為をした場合

（４） 補助金の交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

（５） 間接補助事業者等が別表第２に掲げるいずれかに該当することが判明したとき。

２　知事は、前項の規定に基づく取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

３　知事は、第１項第１号から第３号までに掲げるいずれかに該当する補助金の交付の取消しをした場合において、前項の規定による補助金の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

４　第２項の規定による補助金の返還及び前項の規定による加算金の納付については、前条第３項の規定を準用する。

（グリーン購入）

第18条　県公社は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

（情報の開示）

第19条　補助事業又は県公社に関して、高知県情報公開条例（平成２年高知県条例第１号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第６条第１項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

（委任）

第20条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この要綱は、平成26年４月１日から施行する。

この要綱は、平成26年５月20日から施行し、平成26年４月１日から適用する。

この要綱は、平成28年４月５日から施行し、同年４月１日から適用する。

この要綱は、令和元年５月28日から施行する。

この要綱は、令和３年９月７日から施行する。

この要綱は、令和４年５月11日から施行し、令和４年度の補助事業から適用する。

別表第１（第３条、第４条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　分 | 経　費 | 補助率 |
| １　農地中間管理機構事業 | （１）借受農地管理等事業費  　実施要綱第３の１の(１)に基づく、機構が借り受けた農用地等の賃料又は保全管理及び新規就農者向けの研修事業に活用する農業用ハウスの設置に要する経費  （２）機構事務費  　　実施要綱第３の１の（２）のイに基づく、機構の運営及び業務委託等に必要な経費 | 10分の10以内  10分の10以内 |  |
| ２　遊休農地解消緊急対策事業 | 実施要綱第３の２に基づく、機構自らが借り受けた遊休農地に対する簡易な整備に要する経費 | 定額  ただし、上限単価を10アール当たり43千円とする。 |  |

別表第２（第８条、第９条、第17条関係）

１ 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第３号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。

２ 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。

３ その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。

４ 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。

５ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。

６ 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。

７ いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。

８ 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。

９ その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。

10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。